

相続税法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 更正の請求の特則について、対象となる事由の範囲に相続の開始後に新たに子と推定された者の価額の支払請求権に基づく請求があったことにより弁済すべき額が確定したことを加えることとする。(第8条関係)
- 2 その他所要の規定の整理を行うこととする。
- 3 この政令は、別段の定めがあるものを除き、公益信託に関する法律の施行の日から施行することとする。(附則関係)